

介護保険住宅改修制度について

介護保険制度では、認定を受けた人が自宅において自立した日常生活を営むためや、介護者の介護負担を軽減するために、申請により、その費用の一部が介護保険から住宅改修費として支給されます。

申請には、【償還払方式】と【受領委任払方式】のいずれかを選択して利用できます。

【償還払方式とは】

改修工事を行う前に利用者(被保険者)は市介護保険課への事前申請を行います。承認後に工事を行い、その工事にかかる費用の全額を支払い、支給基準額の9割、8割又は7割分の払い戻しを受ける方法です。

【受領委任払方式とは】

改修工事を行う前に利用者(被保険者)は施工事業者との間で、給付分(支給基準額の9割、8割又は7割分)の受領を施工業者に委ねる手続(受領委任払の合意)をして、市介護保険課への事前申請を経て承認後に工事を行い、その工事にかかる費用のうち支給基準額の1割、2割又は3割分(自己負担分)を支払い、支給基準額の9割、8割又は7割分は、受領を委任された施工業者に直接支払われる方法です。

☆工事着手前に必ず事前申請(承認)が必要です☆

※事前承認を受ける前に住宅改修を行った場合は、介護保険住宅改修制度は利用できませんので、ご注意ください。

支給基準額 = 自己負担額(1割、2割又は3割分) + 介護保険の給付額(9割、8割又は7割分)
自己負担額の割合はお持ちの「介護保険負担割合証」でご確認ください。

《利用できる人》

- 1 三田市の被保険者で、工事完成時点において、要介護認定・要支援認定を受けていること。
- 2 現にお住まいの住宅(=介護保険被保険者証に記載された住所)の改修であること。
- 3 要介護(要支援)被保険者の心身の状態や住宅の状況に照らして必要な改修であること。
- 4 住宅改修費の支給限度基準額(20万円)を利用し終わってないこと。
- 5 新規、変更もしくは介護認定申請中、入院中、入所中又は介護保険料の滞納により支払方法が変更(償還払い化)等されている人については、受領委任払方式は利用できません。事前にご相談ください。
- 6 別途、住宅改修費支給申請を行っている場合には、必ずその旨を市介護保険課へ申し出てください。

《利用できる改修内容》

最終ページに記載された対象工事

《利用できる金額》

要介護認定・要支援認定にかかわらず、一人あたり20万円(支給限度基準額)までです。ただし、1割、2割又は3割が自己負担となりますので、介護保険から支給される金額は18万円、16万円又は14万円が上限となります。(例外は、最終ページに記載)

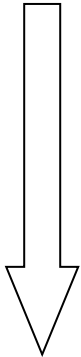
※20万円を超える工事を行った場合、超えた分は全額自己負担となります。

<問い合わせ>

三田市三輪2丁目1番1号
三田市役所 介護保険課 認定給付係
電話 079-559-5078 FAX 079-563-1447
E-mail kaigo_u@city.sanda.lg.jp

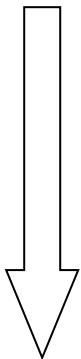
申請から保険給付まで(フロー)

改修内容の相談・検討



- ◎ 担当のケアマネジャー（担当のケアマネジャーがない場合は、地区の支援センター等）と相談して、どのような改修を行うか内容を決めます。
☆ケアマネジャー等が作成する「住宅改修が必要な理由書」は申請時に必要な書類です。
- ◎ 改修内容が介護保険の給付対象となるかどうか不明な場合は、予定箇所の計画図や写真など現状と計画が分かるものを持参して、事前にご相談ください。
- ◎ 「三田市高齢者住宅改造費助成事業」を併用して改修を行う場合、別途、事前相談、申請等手続きが必要ですので、必ず工事着工までにご相談ください。（問い合わせ先：三田市いきいき高齢者支援課高齢者支援係 TEL:079-559-5070）

事前申請[工事前]



住宅改修を行うにあたっては、工事着工前に次の書類を市介護保険課まで提出してください。

①事前承認申請書[償還払]もしくは[受領委任払]

- ・申請者（被保険者）と住宅所有者が異なる場合、住宅所有者の承諾を受けてください。
- ・受領委任払の場合は、施工事業者の同意（署名）が必要です。また、施工事業者は別途、市との間に「立替事業実施にかかる同意書」が必要です。（事前承認申請以前に同意書の締結が必要です。）

②住宅改修が必要な理由書（担当のケアマネジャー等が作成します。）

③住宅改修箇所計画図

④住宅改修予定箇所の写真（日付の入ったもの）

⑤工事費見積書（内訳がわかるもの）

※①・②は、市の所定の様式でご提出ください。

③・④・⑤は、任意の様式でも構いません。

確認・審査

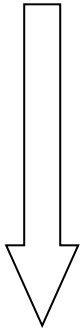
提出いただいた書類に基づいて住宅改修の内容等の確認・審査を行います。（結果については、申請者指定の担当者に送付します。）



●償還払方式ご利用の場合
事前承認申請について「適当」と判断した場合、「事前承認申請承認通知書」「支給申請書[償還払]」が送付されます。

●受領委任払方式ご利用の場合
事前申請について「適当」と判断した場合、「立替事業利用承認通知書」「支給申請書[受領委任払]」が送付されます。

事業者へ施工を依頼



●償還払方式ご利用の場合

「事前申請承認通知書」が届いたら改修に着手します。工事完了後、施工事業者には費用額全額を支払い、「領収書」「工事費内訳書」を受取ります。

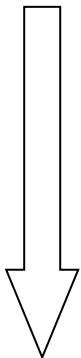
●受領委任払方式ご利用の場合

「立替事業利用承認通知書」が届いたら改修に着手します。工事完了後、施工事業者には工事にかかる費用のうち支給基準額の1割、2割又は3割を支払い、「領収書」「工事費内訳書」を受取ります。

☆「領収書」は、申請者（被保険者）名あてのもの。

☆支給申請までに、改修箇所ごとの改修後の写真（日付入り）を撮っておいてください。

支給申請[工事後]



住宅改修費の支給申請にあたっては、工事完成後に次の書類を市介護保険課まで提出してください。

- ①支給申請書[償還払]もしくは[受領委任払]
- ②事前申請承認通知書（償還払方式の場合）もしくは立替事業利用承認通知書（受領委任払方式の場合）（コピーでも可）
- ③領収書（被保険者名あてのもの（コピーでも可））
- ④工事費内訳書（改修した内容がわかるもの）
- ⑤住宅改修後の写真（日付の入ったもので、事前承認申請書に添付の写真（改修前）と比較して改修箇所がわかるように撮影したもの）

※①・②は、市から申請者指定の担当者へ送付したものを提出ください。

③・④・⑤は、任意の様式でも構いません。

支給決定

●償還払方式ご利用の場合

「支給（不支給）決定通知書」が申請者（被保険者）（原則）あてに送付されます。支給決定の場合、申請者（被保険者）が指定する金融機関の口座に住宅改修費が振り込まれます。

●受領委任払方式ご利用の場合

「支給（不支給）決定通知書」が申請者（被保険者）（原則）あてに送付されます。支給決定の場合、施工事業者が指定する金融機関の口座に住宅改修費が振り込まれます。

※三田市では、住宅改修費の支給に関して現地確認調査を行うことがあります。ご自宅にお伺いすることがありますので、ご協力をお願いします。

住宅改修費の支給対象となる工事は次のとおりです。

《①手すりの取付け》

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防もしくは移動又は移乗動作を円滑にすることを目的として設置するもの
[対象とならないもの] 取付けに際して工事を伴わないもの ⇒ 福祉用具貸与

《②段差の解消》

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差を解消するための改修（傾斜の解消も含む）。ただし、スロープ（福祉用具貸与）、浴室すのこ（同購入）など置くことによる床段差の解消は除かれる。（⇒ 福祉用具貸与、購入）また、昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事は除かれる。（⇒ 福祉用具貸与（例外あり））

《③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更》

居室においては畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更などの改修。

《④引き戸等への扉の取替え》

開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、ドアノブの変更、戸車の設置、ドアの撤去等も含まれる。
[対象とならないもの] 引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合 ⇒ 自動ドアの動力部分の設置は含まれない。

《⑤洋式便器等への便器の取替え》

和式便器を洋式便器に取り替える改修や、既存の便器の位置や向きを変更する改修。和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれるが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は含まれない。
[対象とならないもの] 非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合 ⇒ 当該工事のうち水洗化又は簡易水洗化の部分は含まれない。 腰掛便座の設置 ⇒ 福祉用具購入

《⑥その他 ①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修》

- ① 手すりの取付け ⇒ 手すりの取付けのための壁の下地補強
- ② 段差の解消 ⇒ 浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事、転落防止柵の設置
- ③ 床又は通路面の材料の変更 ⇒ 床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備
- ④ 扉の取替え ⇒ 扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事
- ⑤ 便器の取替え ⇒ 便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く。）、便器の取替えに伴う床材の変更

《支給限度基準額の例外》

- ① 転居された場合…改めて支給限度基準額(20万円)まで利用ができます。ただし、利用実績のある転居前の住宅に再び戻った場合は、利用実績との差額(20万円まで)が基準額となります。
- ② 要介護等状態区分が著しく上がった場合…最初の住宅改修に着工した日と比べて、要介護等状態区分が3段階以上上がった場合には、改めて支給限度基準額(20万円)までの住宅改修が利用できます。ただし、この例外は1回のみ適用されます。例は下記参照。

要支援1 ⇒ 要介護3・4・5

要介護1 ⇒ 要介護4・5

要支援2 ⇒ 要介護4・5

要介護2 ⇒ 要介護5